

續制度の改造を促すの必要あることを承認するものである。其の三は勞資双方の意志の疏通を圖ることである。乃ち本會は勞資双方の個人又は團體と親しく接觸して其の間の誤解や偏見を除去せんことに努むるべしである。

斯くの如くして本會は協調主義の實現の爲に極力自ら施爲すると共に大に輿論を喚起せんことを期し、同時に社會各方面の人々に對し此主義の爲に充分に本會を利用せられんことを希望する所以である。

即ち之れに依つて、協調會は一切の非合法主義、直接行動主義を否認すると同時に、家長主義、温情主義その他一切の封建的思想及び無條件妥協主義を排除して、

社會政策の徹底と勞働者團結權の保障とを主張するものなることを表明したのである。更にこれを敷衍するたゞに、常務理事赤田敬一郎氏の就任の辭と見らるべき「勞働問題の歸結」なる論說よりその大要を掲げよう。

「……協調とは其の字義の示す如く、社會に於ける各人が協同調和して全体の爲に働き、共に福祉を享受するの態度である。斯う言つてしまへば甚だ簡單であるが、此の狀態を齎らすところの要素は時代に依り又人心の趨向に依り自ら異ならざるを得ないのである。此の標語を掲げて勞働問題の解決に當らうとするには、現在に於ける右の要素が果して何であるかを周密正確に考慮して見ねばならぬと思ふ。

協調と言ふことから往に聯想せられるのは謂甲る温